

質問書

令和4年1月31日

国立大学法人北海道大学

総長 寶金 清博 殿

北海道大学教職員組合

執行委員長 山田 幸司



本学で雇用される契約職員の給与について下記2点を質問いたします。質問に対し令和4年2月14日までに回答がない場合は、研修医に対する手当の支払い実績及び支払わないことに関する就業規則上の定めはどちらもないものと判断して団体交渉の準備を進めますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、必ず期日までに回答願います。

記

1. 国立大学法人北海道大学契約職員就業規則には契約職員に支払われる給与として「超過勤務手当」「期末手当」「勤勉手当」(以下、「本手当」という。)が規定されておりますが、これらが本学の病院等で契約職員として雇用される研修医に対しても支払われているかどうかについて明らかにしてください。

2. 上記質問「1」において本手当の支払いの実績がない場合に、それがいかなる就業規則の定めによるものかを明らかにしてください。

なお、支払わない根拠を各研修医と締結した個別の労働契約とする場合でも、支払わない根拠となる就業規則がない場合は、当該労働契約は労働契約法第12条により部分無効となりますので、必ず就業規則の根拠をお示し願います。

また、他の手当の支給等を持って本手当を支給しないこととしている場合でも、それらの他の手当の支給等を持って本手当を支給しないことが正当となる就業規則の根拠を必ずお示し願います。

以上